

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力との関係を遮断し根絶することが、金融機関の社会的責任と公共的使命、また金融機関の業務の適切性及び健全性の観点から極めて重要であることを認識し、以下の通り反社会的勢力に対する基本方針を制定しています。

1. 反社会的勢力に対しては、経営陣指示のもと組織全体で対応します。また、反社会的勢力との関係を遮断すべく、行内体制を整備します。
2. 反社会的勢力への対応は、外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
4. 有事においては民事と刑事の法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対しては、いかなる理由があろうと便宜供与・裏取引や資金供与取引等を禁止します。

以上